

## 産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険加入者が出産する際、産前産後の保険税を一定期間、減額する制度が令和6年1月から始まります。減額を受けるためには届出が必要です。

### 対象となる方

- 国富町の国民健康保険に加入している方で出産予定または出産した方  
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）

### 対象となる期間と減額内容

- 出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間の所得割額と均等割額
- 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の所得割額と均等割額

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	
単胎の方				出産予定日			4か月間
多胎の方				（出産日）			6か月間

※色のついた部分が対象期間

※令和5年11月に出生した方から対象（減額は令和6年1月分の保険税から適用）

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付します。

### 届出と必要書類

届出書を記入し、必要書類を添えて税務課へご提出ください。

なお、出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

<届出に必要なもの>

- ①産前産後期間に係る保険税減額届出書 ※税務課に備え付けてあります。
- ②マイナンバーカードなど  
世帯主と出産する方の個人番号が確認できるもの
- ③母子健康手帳など  
出産予定日（または出産日）、妊娠の状態（単胎・多胎）が確認できるもの

<問い合わせ先> 国富町役場 税務課 賦課係 Tel.0985-75-9404（直通）